

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

1. 奨学生証

2. 奨学生のしおり

3. 誓約書

- 奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 誓約書の作成方法



- 支給中の手続きなど、学校の指示を守る
- 奨学生としての自覚を持って、勉学に励む

知ってほしいこと

2. 採用後の手続きについて

採用時説明（4月～7月頃）

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

適格認定（家計）（毎年10月）

適格認定（学業）（毎年学年末）

※給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

3. 連絡が必要なとき



奨学生のしおり

第一部 1、2、3 第二部 4、5、6

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 転学部 (科)
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	



誓約書とは、給付奨学生の採用にあたって、学業に精励することを約束するとともに、これからあなたが受ける給付奨学金の支給の条件等を確認するための書類です。

「誓約書」に不備がないように記入しましょう。

「誓約書」は、必ず提出しましょう。

誓約書の作成方法

誓約書の作成方法



給付奨学生のしおり 第二部 2

①

②

③

④

誓約書

給付奨学金

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の新しい給付奨学金（大学等における授業の受講に用いる授業料4名及び3名独立行政法人日本学生支援機構が単1名に支給する奨学金を含む。）を下記の通り受給するに当たり、機構の規程等によって規定した事項を遵守し、「給付奨学生のしおり」及び誓約書に記載の事項について、学業の進捗等することを誓約します。また、給付奨学生として採用された後、専攻、専修生の専攻が異なり、その専攻により、成績不振が採行不良が認められた場合には、前回の専攻からそれまで交付された奨学金（当年度分）を返還しなければならない場合があります（重要事項②）。交付された奨学金の返還に伴う事項（金銭）を求められ、向学します。また、専修生の専攻は専攻科目についても行われ、専攻の専攻により、奨学金の返還が滞りある場合があります。交付停止される場合は、返還しなければならない場合があります。

なお、本誓約書に記載した内容及び義務履行に際しては、専攻に異なった場合は、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金相当額の返却又は一部返却の10.0分の14.0を一律で返還しなければならない場合があります。向学します。

令和 2 年 4 月 1 日

奨学生番号	5	2	0	0	4	9	9	9	9	9	9	
在学校	日本学生支援大学											
学籍番号	J12345										CD	7
住所	〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 10-7											
奨学生本人	電話番号	03-0000-0000			携帯電話番号	090-0000-0000			印			
氏名	給付 太郎		アキナ キョウタロウ									印
署名												
給付の条件	給付の期間	2020 年 4 月分		給付月額	75,800円（目外通学）							
（学定）	返付の経路（学定）	2024 年 3 月分		返付先	支店口座 第1口座							
【給付書類】	奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）											
<p>※1 給付奨学生本人が未成年（20歳未満）の場合には、親権者又は未成年後見人の本誓約書の記載内容及び捺印の効力を確認し、同意のうえ、以下の所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者（未成年後見人を含む）を指します。</p>												
親権者(1) または 未成年後見人	住所	〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92										
	電話番号	045-999-9999			携帯電話番号	090-0000-9999			印			
氏名	給付 一郎		アキナ キョウイチロウ									印
署名												
続柄 父												
親権者(2)	住所	〒226-1234 神奈川県横浜市 1-1-92										
	電話番号	045-999-9999			携帯電話番号	090-9999-0000			印			
氏名	給付 花子		アキナ キョウハナコ									印
署名												
続柄 母												
<p>※1 印は署名・押印の両方を必ず行う場合は、二重線で囲み、印を押し印した印をその正印として二重線の上に押印し、余白に正しい内容を記入してください。</p> <p>※2 この記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務、奨学金貸付業務、給付業務を含む。のみに利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還督促の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲においてあなたの情報が提供されます。</p>												
学号点検印	学号番号	304900										
	区分	00										
	学部学科	2006										
	学籍No	J12345										
	日本学生支援大学											

誓約書の作成方法

2. 誓約書に添付する書類



給付奨学生のしおり
第二部 2-4

マイナンバーの記載がないものを提出してください。

- 原則、添付が必要な書類はありません。
- 申込時にマイナンバーを提出していない場合のみ、あなた（奨学生本人）の住民票が必要です。

3. 記入時の注意点



給付奨学生のしおり
第二部 2-2

➤ 署名について

- 黒又は青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

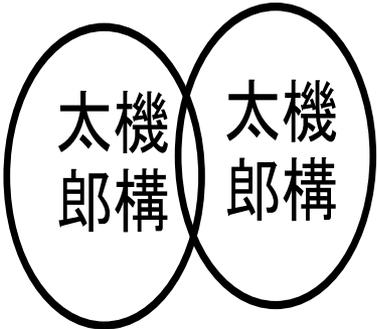
➤ 押印について

- 朱肉を使用する印鑑で押印すること（スタンプ印・ゴム印等は使用不可）。
- 各自、それぞれの印鑑を押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

➤ 印字内容の訂正について

- 奨学金担当窓口にご相談してください。

➤ 正しい押印について

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

➤ 署名・押印等の訂正方法について

[例]



- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 印字内容の訂正が必要なときは、所定の用紙を取りに来てください。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は全て訂正してください。
- ※ 訂正・変更した人の印を二重線の上に押してください。

●署名・記入漏れはないか

- 黒又は青のボールペンで記入していますか（消せるボールペン使用不可）
- 「奨学生本人欄」はあなたが署名しましたか
- あなたが未成年者の場合、親権者（後見人）全員の署名（それぞれの人が署名）はありますか（同一筆跡不可）
- あなたが申込時にマイナンバーを提出していない場合、住民票は添付していますか

●押印漏れ・印相違はないか

- あなた・親権者、必要な全員の押印はありますか（同一印不可）
- 朱肉で鮮明に押印していますか

●訂正方法は適切か

- 署名に訂正があった場合、二重線で消した署名の上から訂正印（各自の押印した印）が押され、直近の余白に正しい署名はありますか
- 書き誤った部分を削ったり、上から紙を貼ったり、修正液を使ったりしていませんか

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
- ※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**。
 - **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。